

平成 26 年度 第 1 回 菰野町入札監視委員会 議事概要

開催日及び開催場所	平成 26 年 10 月 9 日 庁舎 3 階 303 会議室
出席者氏名	委員長 伊藤 富男 委員 上ノ平 稔 澤田 博
審議対象期間	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 8 月 31 日
抽出案件	4 件
審議事項	抽出事案について <ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴川原幼稚園・保育園園舎改築工事（建築工事） ・ 特定環境保全公共下水道事業 北部第 6 污水管渠布設工事 25-8 工区 ・ 社会資本整備総合交付金事業 菰野駅前広場整備工事（道路改良） ・ 第 6 次拡張事業 鈴鹿台低区配水池築造工事
報告事項	発注工事総括表について 入札方式別発注工事一覧表について 指名停止等の運用について
質問・意見	<p>1 発注工事総括表・入札方式別発注工事一覧表・指名停止の運用状況について</p> <p>委員：平成 25 年度と同様に最低制限価格率の下限値である 83.00%で落札されている工事が多いですが、完成検査において問題のあった工事はありましたか。</p> <p>事務局：工事成績点においては、極端に悪い工事はありませんでした。</p> <p>委員：最低制限価格率の設定は、三重県から指導があるのですか。</p> <p>事務局：三重県からの指導はありません。最低制限価格率設定範囲を、現行の率に設定した当時の中央公契連モデルで想定していた最低制限価格率を参考に設定していますが、現在の中央公契連モデルで想定している最低制限価格率は上昇しており、当町の最低制限価格率とは乖離している状況です。</p> <p>委員：他の市町の最低制限価格率は上昇しているのですか。</p> <p>事務局：最低制限価格率を中央公契連モデルにより設定している市町は国と同様の改定を行っていれば上昇していますが、独自モデルにより設定している市町は、上げるところもあればそうでないところもあります。</p> <p>委員：最低制限価格率については、工事の品質等に問題がなければ、現行の率のままでも良いのではないのでしょうか。</p>

2 抽出事案について

※鶴川原幼稚園・保育園園舎改築工事（建築工事）

委員：町議会の議決が必要な事案ということですが、議決日はいつですか。

事務局：平成26年6月5日です。

委員：設計変更の予定はありますか。

担当課：現時点では設計変更の予定はありませんが、工事の過程で必要がある
と判断した場合は設計変更を行います。

委員：既存園舎はいつ頃の竣工ですか。

事務局：本日資料を持ち合わせておりませんが、平成の初め頃です。

委員：園舎に老人福祉施設を併設する等の予定はありますか。

担当課：そのような予定はありません。

委員：本改築工事の目的を教えてください。

担当課：0～2歳の低年齢児保育の実施に伴う改築工事です。

委員：幼稚園、保育園と低年齢児保育を一緒に運営すると、保育士の目が園
児に行き届かなくなる等のおそれはありませんか。

担当課：職員の目が園児に行き届くよう、園舎内のレイアウトを考慮して設計
しております。

委員：入札金額に3,000万円以上の差がありますが、見積内訳書等の提出は
求めていますか。

事務局：見積内訳書は、予定価格5,000万円以上の工事を対象に提出を求めて
おります。

委員：工事における前払金額の上限を教えてください。

事務局：請負代金額の40%以内で限度額は5,000万円です。

※特定環境保全公共下水道事業 北部第6汚水管渠布設工事25-8工区

委員：設計変更は3回行ったのですか。

担当課：設計変更は2回行っております。1回目は、水道管が当初の想定と異
なる場所に設置されていたことから、汚水マンホールの設置位置を変
更しました。2回目は現場精査による数量の変更です。

委員：本工事は開削工事ですか。

担当課：そのとおりです。

※社会資本整備総合交付金事業 菰野駅前広場整備工事（道路改良）

委員：近畿日本鉄道の負担割合はどの程度ですか。

担当課：当町が道路管理者として菰野町の玄関口を整備するものであり、当町
の発注工事であるため、近畿日本鉄道の負担はありません。

委員：以前にも菰野駅前の改修工事を行っていたと思いますが、本工事との
違いは何ですか。

担当課：前回の工事は、放置自転車対策として、自転車置き場の整備を行っ
ております。本工事は、駅前広場の整備を目的としております。

委員：工事場所の土地所有者は誰ですか。

担当課：本工事の施工にあたり、工事場所の土地を買収しており、現在は当町が所有者となっています。

委員：菰野駅の1日の利用客数は何人くらいですか。

事務局：2,500人程度だと思います。

委員：入札（開札）立会人はどう決めているのですか。

事務局：応札者が立会人を希望する場合に、「配置予定技術者届兼入札（開札）立会人届」に記入された方を立会人としています。立会人の希望がなかった場合は入札に関係のない職員を立会人としています。

※第6次拡張事業 鈴鹿台低区配水池築造工事

委員：仮に、応札者が1者だけになった場合でも開札するのですか。

事務局：一般競争入札は、応札者が1者だけであっても、公告していることで競争性が確保できているため開札しますが、今回のように指名競争入札では、応札者が2者以上いなければ競争性が確保できないことから、応札者が1者の場合は開札しません。

委員：指名業者の辞退理由を教えてください。

事務局：はっきりとは分かりませんが、指名業者には配水池ステンレスパネルメーカーの業者と水道施設工事を得意とする業者が混在しており、相入札業者の下請禁止が辞退につながった可能性があります。

委員：指名業者の7者中4者が辞退していますが、この理由をどう考えていますか。

事務局：本工事の特殊性から、施工実績などを勘案して業者を選定しましたが、本工事の特殊性から施工業者が限られることから次回の発注までに分析の上、発注していきたいと考えています。

3 その他

事務局：当町では最低制限価格率を83%に固定、又は平均入札率を用いて最低制限価格率を設定しています。その結果、大半がくじ引きによる落札決定となっています。最低制限価格の設定方法に中央公契連モデルを採用している市町でも同様に、入札価格が最低制限価格に集中していることが多いです。この現状を踏まえて、最低制限価格率の設定についてご意見を伺ってよろしいでしょうか。

委員：他の市町は最低制限価格はどうなっていますか。

事務局：国が最低制限価格の引上げを行っているので、中央公契連モデルにより設定している市町は、計算式の改定を行っていれば83%より上がっています。

委員：最低制限価格は品質確保が目的だと思いますが、現状は受注するための入札額の指標になっているように思います。この状況で最低制限価格率を変動させてもあまり意味がないと思います。最低制限価格を固定するのであれば、工事完成後の品質から判断するのが良いと思います。ただ、労務単価が低いと必ず質の悪い工事になるので、そうならないことが必要だと思います。

	<p>委員：直接工事費だけを公表し、予定価格を伏せて全体像を分からなくして競争性を高めるのはどうでしょうか。</p> <p>委員：最低制限価格率を引き上げる場合は、菰野町だけが極端に高くなったり、低くなったりすることのないよう、他の市町の動きも見て決めていくことも必要だと思います。</p> <p>委員：菰野町としては最低制限価格はなぜ導入されているのでしょうか。</p> <p>事務局：ダンピング防止、品質確保のためです。</p> <p>委員：最低制限価格率の下限値を引き上げたとしても、くじ引きによる落札決定を打破することにはなりません。現状として、工事の品質に問題がなければ、最低制限価格率の設定については、現行のままで良いと思います。</p> <p>委員：とは言うものの、やはり企業努力は必要で、競争しないと業界がダメになっていくと思います。入札ですべきかどうかは考える必要がありますが、競争性を高めることは長い目で見れば業界にとってはプラスになると思います。</p> <p>事務局：いただいたご意見により、今後も公正な入札制度を検討していきます。</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発注工事総括表、入札方式別発注工事一覧表 ・各抽出事案の競争入札結果表・施工場所位置図・工事台帳